

平成23年度 安全装置等導入促進助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、新たに安全装置等（後方視野確認支援装置、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車両横滑り時制動力・駆動力制御装置）を導入した場合、費用の一部を助成することとし、経営安定の一助に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において、安全装置の定義は、次に掲げる基準等に適合し、社団法人全日本トラック協会が認めたものとする。

- (1) 後方視野確認支援装置とは、次の機能を全て有するものに限る。
 - ①後退時の後方視野が確保できること。
 - ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
 - ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。
- (2) ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置は、国の補助対象と同一のものとする。
- (3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置は、国の補助対象と同一のものとする。
- (4) 車両は、会員の保有する奈良県内登録のディーゼル車両であり、かつ装着後3年以上使用可能なものとする。
- (5) アルコールインターロックは国土交通省の技術指針（案）に適合しているものとする。
- (6) 助成対象事業者等は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要領に定める助成事業は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までとする。

(助成金額等)

第4条 車両1台当たりの助成金額は、10,000円とし、かつ、1社当たりの助成台数は上限を5台とする。

(助成金交付申請)

第5条 申請には、別紙申請書記載の通り装着納品及び支払証拠書類のほか協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の交付限度)

第7条 予算を消化次第、本助成金は終了する。

(導入方法)

第8条 買取り、リースいずれについても助成対象とするが、割賦は助成対象としない。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要領は、平成18年4月21日より実施する。

助 成 額

	奈ト協 助成額	全ト協 助成額	合 計
安全装置1台あたり	10,000円	10,000円	20,000円
予算額	1台10,000円×80台分=800,000円		